

物価問題に関する関係閣僚会議

議 事 要 旨

(開催概要)

1 日 時：平成24年7月20日（金）7：30～7：40

2 場 所：総理大臣官邸南会議室

3 出席者：

内閣官房長官 藤村 修 【司会・進行】

総務大臣 川端 達夫

財務大臣 安住 淳

（代理出席）財務副大臣 藤田 幸久

文部科学大臣 平野 博文

厚生労働大臣 小宮山洋子

農林水産大臣 郡司 彰

経済産業大臣 枝野 幸男

国土交通大臣 羽田雄一郎

内閣府特命担当大臣（消費者） 松原 仁

内閣府特命担当大臣（金融） 松下 忠洋

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 古川 元久

内閣官房副長官 斎藤 効

内閣官房副長官 長浜 博行

内閣官房副長官 竹歳 誠

日本銀行総裁 白川 方明

公正取引委員会委員長 竹島 一彦

内閣法制局長官 山本 庸幸

(議事次第)

1 開 会

2 議 題

東京電力株式会社の料金改定について

(配布資料)

資料1 東京電力株式会社の料金改定について（案）

資料2 東京電力の認可申請に係る査定方針について（案）

参 考 閣僚会議の開催について（平成5年8月24日閣議口頭了解）

(会議概要)

1 開 会

冒頭、藤村内閣官房長官から、開会のあいさつがなされた。

2 議 題

- 枝野経済産業大臣から、**資料2**に基づき、東京電力株式会社の料金改定について説明があった。大要は下記の通り。
 - ・5月11日に東京電力から10.28%の値上げ申請があり、電気料金審査専門委員会において審議、消費者等からの意見募集を行った上で、7月5日に査定方針案がまとまり、同日から消費者庁と協議を開始した。
 - ・松原大臣と合意した対応方針を盛り込んだ形で、経済産業省として最終的に査定方針を作成したので報告したい。
 - ・人件費については、管理職の年収を震災前と比べ3割超引き下げ、3年間の全社員の平均年収で見ても、近年の公的資金投入企業（最大23.62%）のいずれをも上回る削減率（23.68%）とする。
 - ・随意契約について、原則10%削減を求め、未達分を減額するとともに、子会社・関係会社との随意契約取引について更なる深掘りを行う。
 - ・全原価項目の精査により、値上げ幅は8.47%程度（査定額は830億円程度）となる。また、実施時期は、消費者への十分な周知を図るため、9月1日とする。
 - ・今後、東電に対し、申請内容を変更するよう指示を行い、指示どおり修正が行われていることが確認できれば、認可を行う。
- これに対し、松原内閣府特命担当大臣（消費者）から、大要下記のような意見が述べられた。
 - ・電気料金は、国民生活にとって重要な公共料金であり、今般の東京電力（株）の電気料金値上げ認可申請に関し、消費者庁としては、経済産業省と連携し、消費者目線で検討を行ってきたところ。
 - ・この結果、改定内容については、管理職給与を3年間継続的に30%削減するなど、近年、公的資金を投入した企業の中で最も厳しい人件費の削減であること。調達について、東京電力株式会社に対し、競争入札導入比率5年で60%の達成の更なる前倒しを求めるとともに、入札可能なものは、全て入札を行うことを目指すとの原則を確認したこと。フォローアップ審査について、レートメークに関する検証を行うべく、情報公開ガイドライン等における適切な情報開示のあり方を検討し、実施すること等の消費者の観点が適切に反映されたと考えている。
 - ・今後とも公共料金の改定等については、経営の徹底化した合理化を前提としつつ、物価及び国民生活に及ぼす影響を十分考慮し対応する必要があり、関係閣僚には、この点について、ご理解とご協力を願う。
- 意見交換では、大要以下の発言があった。
 - ・古川内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）から、我が国の景気は緩やかに回復しつつあるが、欧州債務危機の影響など様々な景気下ぶれリスクが存在する中で

の電力料金の値上げは、家計マインドや消費、企業への生産活動への影響を通じて経済にマイナスの影響を与える恐れがあるところ、東京電力（株）管内の事業者にとっては今回の値上げについて選択の余地がほとんど無いことから、同社において国民の理解が得られるように説明責任を果たしていくことが必要であり、同社が電力の安定供給を確保しつつ、一層の経営合理化努力によるコスト抑制に全力を挙げていくことを期待していること、同大臣としては一人一人の国民に対して、様々な選択肢を広げるエネルギー構造計画や電力改革に徹底的取り組みたいと考えている旨の発言があった。

・平野文部科学大臣から東京電力株式会社の燃料費について質問があり、枝野経済産業大臣から、燃料は一般的に長期契約で購入しているが、原子力発電所事故に伴うスポット購入が燃料コスト増大の大きな要因になっていること、査定方針案においては、今後長期契約の改定時により安価に燃料を調達する努力を行う前提としていること、電気料金には燃料費調整制度があり、原油価格が大きく変動した場合は連動して価格水準が変更されることがあり得ること等の説明がなされた。

- 以上の意見交換の後、**資料1**のとおり、東京電力株式会社の料金改定については、これを物価問題に関する関係閣僚会議として了承することとされた。

(以 上)